

## 令和8年度 腸器提供施設連携体制構築事業公募要項

本事業は、脳死下及び心停止後の臓器提供の経験が豊富な施設（以下「拠点施設」という。）が、臓器提供の経験が少ない施設等（以下「連携施設」という。）に対して、臓器提供が可能な者を確実に把握し、適切に終末期医療の一環として臓器提供に関する情報提供を行い、脳死判定から臓器摘出までのマニュアル作成や人材育成等に対して助言するとともに、臓器提供が検討される事例が発生した際に、拠点施設と連携施設の間で医師、看護師、院内ドナーコーディネーター、臨床検査技師、その他臓器移植に係る所定の研修を修了した者等の各職種が応援に駆けつける等の支援を行うことで、地域における臓器提供体制の構築を図る。

臓器提供施設連携体制構築事業の実施に当たっては、「臓器移植対策事業費補助金交付要綱」及び「臓器提供施設連携体制構築事業実施要綱」に定めるものの他、本公募要項に定めるところによるものとする。

### 1. 対象施設

本事業の補助対象は、「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針」（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙。以下「ガイドライン」という。）の第4に規定する事項を全て満たす施設であって、別紙「臓器提供施設連携体制構築事業における拠点施設に求められる要件」に沿って選定を行い、専門家・有識者等の第三者により構成される「臓器提供施設連携体制構築事業選定・評価に関する有識者会議」（以下「選定会議」という。）による意見も踏まえ、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室長が認定した拠点施設とする。

### 2. 事業内容

採択された施設は、「臓器提供施設連携体制構築事業実施要綱」の3において定める事業を行う。

### 3. 実施期間、助成金額、事業実績報告

#### （1）実施期間

令和8年度の政府予算案の成立後、令和8年4月1日もしくは採択の決定日のいずれか遅い日から令和9年3月31日までの期間。

## (2) 補助金

令和8年度においては、別に定める「臓器移植対策事業費補助金交付要綱」に基づき、原則として、1施設当たり 10,000 千円の範囲内で、採択された施設に対し助成を行う。ただし、移植医療を専門的に支援する部署（以下「移植医療支援室」という。）を設置する場合は、1施設当たり 20,000 千円の範囲内で、採択された施設に対し助成を行う。

対象経費については、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託費とし、採択された施設に対し、補助を行う。

## (3) 事業計画

事業を円滑に実施するため、臓器提供施設連携体制構築事業に申請する施設は、事業内容の詳細な実施計画書を厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室（以下「移植医療対策推進室」という。）に提出することとする。

## (4) 事業実績報告

採択された施設は、事業実施年度内の指定された期日までに移植医療対策推進室に対して事業実績報告を行うこととする。また、移植医療対策推進室から採択された施設に対し、必要に応じて事業実績の詳細な報告を求めることがある。なお、補助金に係る事業実績報告書については、別に定める「臓器移植対策事業費補助金交付要綱」に基づき、別途提出することとする。

# 4. 対象施設の選定方法

## (1) 審査方法

施設の選定については、移植医療対策推進室において、申請要件に該当することを確認した後、申請内容等を審査する。なお、審査にあたっては、選定会議を開催し、会議構成員の意見を踏まえて行う。

## (2) 審査手順

審査は以下の手順で実施する。

### ① 形式審査

提出された申請書類について、移植医療対策推進室において、申請要件への適合性について審査する。なお、申請の要件を満たしていないものについては、以降の審査対象から除外する。

② 書類審査

選定会議の構成員により、書類審査を実施する。

③ ヒアリング審査

必要に応じて、選定会議において申請者（代理も可）に対してヒアリング審査（オンライン）を実施する。

④ 採択

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、施設を採択する。

（3）審査結果の通知等

審査の結果については、選定会議における最終審査が終了次第、速やかに申請者に対して通知する。

## 5. 申請

申請に当たっては、以下の事項を確認の上、別添の「臓器提供施設連携体制構築事業申請書」を作成し、提出すること。

（1）提出方法

①申請書類については、原則、電子メールにて提出期限までに提出すること。

メールの件名は、「【〇〇（医療機関名）】令和8年度 臓器提供施設連携体制構築事業の申請書類について」とすること。なお、公印が押された文書に関してもスキャンデータの送付で差し支えない。

②やむを得ない場合は、直接持ち込みや郵送による提出でも差し支えない。

なお、郵送の場合は、申請書類を封入した封書等の表に朱書きにて、「令和8年度臓器提供施設連携体制構築事業申請書類在中」と明記すること。

③締切時間を過ぎてからの提出は認めない。

④理由の如何によらず、提出書類の修正・差替え等は認めない。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

⑤提出書類については返却しない。

（2）留意事項

①提出書類に不備がある場合には、審査の対象とならないこともあるので、留意すること。

②申請は、個人ではなく機関（病院）として行うこと。

③同一法人内の複数機関においては、自ら調整し、1機関が代表して申請すること。

④厚生労働省の他の国庫補助を受けている施設は、他の事業において同一事

項の活動を重複して実施するがないように留意すること。また、事業間の予算の流用は認めない。

(3) 提出先

メールアドレス: renkeitaisei-kouchikuzigyou@mhlw.go.jp  
郵送: 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館  
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室

6. 提出期限

令和8年2月24日（火）厳守（郵送の場合は期日必着とする）

7. 選定に係るスケジュール（予定）

- ・2月24日 公募締切
- ・3月上旬 書面審査（審査後、ヒアリング実施の有無を通知予定）
- ・3月中旬 事業評価委員会・必要に応じてヒアリング審査
- ・ヒアリング後速やかに採択又は不採択の内示
- ・交付決定通知の送付

8. 問合せ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館  
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室  
TEL: 03-5253-1111  
メールアドレス: renkeitaisei-kouchikuzigyou@mhlw.go.jp  
問合せ受付時間：平日午前10時～12時、午後1時～5時

## 臓器提供施設連携体制構築事業における拠点施設に求められる要件

### 【診療体制等】

- ガイドラインに則った脳死判定医が2名以上常勤していること。
- 院内の各部署（集中治療を提供する病棟（ハイケアユニットを含む。）、手術室、事務部等）に院内ドナーコーディネーターを1人以上、全体として複数名設置することが望ましい。複数名設置ができていない施設に関しては、設置に係る計画を提出すること。
- 移植医療支援室を有しない拠点施設においては、専任（※1）の院内ドナーコーディネーターを1名以上配置することが望ましい。なお、その院内ドナーコーディネーターは所定の研修（※2）を受講することが望ましい。（院内ドナーコーディネーターの配置状況についても評価の際に考慮する。）
- 過去3年間において、脳死下及び心停止後臓器提供に携わった経験がある医師が常勤していること。（施設の脳死下及び心停止後臓器提供の経験についても評価の際に考慮する。）
- 法的脳死判定における高感度脳波検査の経験がある臨床検査技師が常勤していること。
- 臓器摘出時にドナーの全身管理を行う麻酔科医等の医師を確保できること。
- 診療担当チームとは別に、入院患者、家族の意思決定支援を行う役割のスタッフの育成に取り組む方針であること。

移植医療支援室を有する拠点施設として申請する場合は以下の要件も満たすこと。

- 専従（※3）の院内ドナーコーディネーターを1名以上と専任（※1）の院内ドナーコーディネーターを1名以上配置することが望ましい。なお、その院内ドナーコーディネーターは所定の研修（※2）を受講することが望ましい。（院内ドナーコーディネーターの配置状況についても評価の際に考慮する。）
- 拠点施設及び連携施設のうち脳死下・心停止後臓器提供事例経験数が多い上位2施設における脳死下・心停止後臓器提供事例の経験数が、令和3年度以降で合計して5例以上であること。
- レシピエントが決定される前に摘出臓器が移植に適しているか否かについて判断する移植専門医等が常勤していること。
- ドナーのHLA タイピングや感染症等の移植関連検査を行う検査技師（※4）

を確保できることが望ましい。

- 担当診療科以外の 医師、看護師、臨床検査技師、事務職員等を含めた院内ドナーコーディネーターを中心とする臓器提供対応チーム（以下「臓器提供対応チーム」という。）を設置すること。また、臓器提供となりうる事例が発生した場合には、臓器提供対応チームが、主診療科医師の負担軽減に資するよう、業務を一部代行する等の体制を整えていることが望ましい。整備にあたっては、「臓器提供施設ハンドブック」（※5）を参照すること。
- 自地域に限らず本事業に参画していない5類型施設に対しても、本事業への参画を促すような取組みなど、地域で臓器提供の調整を行う職員を設置することが望ましい。

※1 院内ドナーコーディネーターの「専任」とは、「専ら担当している」者であり、担当者となつていればその他の業務を兼任していても差し支えないが、就業時間の少なくとも5割以上は院内ドナーコーディネーターに関する業務に従事している必要があるものとする。

※2 日本集中治療医学会や認定ドナーコーディネーター協議会等による研修のことを指す。

※3 院内ドナーコーディネーターの「専従」とは、就業時間の少なくとも8割以上を院内ドナーコーディネーターに関する業務に従事している必要があるものとする。

※4 認定 HLA 検査技術者の資格を有する者等

※5 厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患等政策研究事業（免疫アレルギー疾患等政策研究事業（移植医療基盤整備研究分野））「脳死下・心停止下における臓器・組織提供ドナーファミリーにおける満足度の向上及び効率的な提供体制構築に資する研究」研究班監修

#### 【他施設との連携等】

- 脳死下及び心停止後臓器提供の経験が少ない複数（2施設以上）の施設との連携が可能であること。ただし、前年度に同事業を実施している場合は、連携施設数を拡充することが望ましい。
- 連携施設における脳死下及び心停止後臓器提供に係る院内体制充実のための技術的助言を行うこと。
- 連携施設と定期的な合同カンファレンスを開催することが可能であること。
- 連携施設における脳死下及び心停止後臓器提供にかかるスタッフ（医師、看護師、臨床検査技師、院内ドナーコーディネーター、事務職員等）の養成のための技術的助言を行うこと。

- 拠点施設及び連携施設における脳死下及び心停止後臓器提供時、連携施設からの関係者の受け入れが可能であること。
- 連携施設における脳死下及び心停止後臓器提供時（時間外を含む）、連携施設への技術的助言やスタッフ派遣（脳死判定医を含む医師、看護師、検査技師、臓器摘出時の全身管理を行う医師、摘出臓器が移植に適しているか否かについて判断する医師等）を含む支援が可能であること。
- 拠点施設において、入院患者が器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった場合は、都道府県臓器移植連絡調整者（以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。）等と連携の上、臓器提供に係る必要な対応を行い、家族が臓器提供に関する説明を聞くことを希望した場合は、速やかに臓器あっせん機関等へ連絡すること。
- 連携施設において、入院患者が器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった場合、家族に対して、治療可能性の判断等について支援を受けるために拠点施設と情報共有を行う旨を説明し、同意を取得した上で、速やかに、当該連携施設が拠点施設に連絡すること。連絡を受けた拠点施設は、当該事例の進捗状況を把握し、家族への臓器提供に関する説明や環境整備等に必要な支援を早期から提供することとともに、家族が臓器提供に関する説明を聞くことを希望した場合は、院内ドナーコーディネーターや都道府県臓器移植コーディネーター等と連携の上、速やかに臓器あっせん機関等へ連絡する。なお、拠点施設は連携施設から器質的脳障害により深昏睡を認める者の治療経過及び不可逆的全脳機能不全に至った場合の家族に対する選択肢提示の実施状況についての報告を受けて、都道府県臓器移植コーディネーター等と当該報告内容を分析した上で、当該連携施設に対して、臓器提供の医学的な適応の判断、家族への説明等の対応や臓器提供における院内体制に関する助言等を行うこと。

移植医療支援室を有する拠点施設として申請する場合は以下の要件も満たすこと。

- 拠点施設及び連携施設は、入院患者が器質的脳障害により深昏睡を認める状況となっているかについて、各病棟と院内ドナーコーディネーターが連携をとること等により、営業日ごとに1度以上、網羅的に確認を行うこと。
- 地域における臓器提供体制の構築の観点から、近隣の医療機関と積極的に連携すること。

### 【意思表示の確認】

- 「臓器移植に関する4つの権利」（臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、臓器移植を受ける権利、臓器移植を受けない権利）を保持するため、臓器の提供に関する意思表示の有無を入院時等に確認する等、本人の意思を確実に確認できる体制を連携施設とともに検討し、実施に努めること。

移植医療支援室を有する拠点施設として申請する場合は以下の要件も満たすこと。

- 日頃から、新規入院患者や初診患者等の臓器提供に関する意思表示を把握できるような体制を整備すること。具体的には、初診時における問診票や新規入院患者の入院申込書等に臓器提供に関する意思を記載する欄を設けることで、患者の臓器提供に関する意思を把握することなどが考えられる。

以上